

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用料金の上 限額
		9時から12 時まで	13時から17 時まで	17時30分か ら21時30分 まで	9時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9時から21 時30分まで	
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 15,170	円 25,670	円 31,500	円 43,160	円 60,680	円 74,670	1 附属の設備の利用料金 附属の設備を使用する 場合においては、1件又 は1式1回につき19,210 円の範囲内で知事が定め る額 2 電気料 機械又は器具を設置し て電気を使用する場合に おいては、実費を基準と して知事が定める額
	その他の日	11,670	21,010	25,670	36,170	50,180	63,010	
1,000円未満の入場料を 徴収する場合	土曜日及び休日	22,160	36,170	45,500	60,680	85,180	106,160	
	その他の日	17,490	30,330	37,330	51,350	71,170	87,500	
1,000円以上3,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	29,170	46,660	59,500	79,360	109,690	136,500	
	その他の日	23,340	38,500	49,000	65,340	92,180	114,350	
3,000円以上5,000円未満 の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	38,500	63,010	79,360	106,160	147,010	183,190	
	その他の日	31,500	52,510	65,340	87,500	122,510	151,680	
5,000円以上の入場料を 徴収する場合	土曜日及び休日	49,000	79,360	99,180	133,010	184,350	228,680	
	その他の日	39,670	65,340	81,680	109,690	154,020	190,190	

別表第2の2中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利 用料金の上限額
		9時から12 時まで	13時から17 時まで	17時30分か ら21時30分 まで	9時から17 時まで	13時から21 時30分まで	9時から21 時30分まで	

				まで				
多目的スペース		円	円	円	円	円	円	
		730	1,060	1,450	1,750	2,470	3,320	1 附属の設備 の利用料金 附属の設備 を使用する場 合においては 、1件又は1 式1回につき 6,810円の範 囲内で知事が 定める額 2 電気料 機械又は器 具を設置して 電気を使用す る場合におい ては、実費を 基準として知 事が定める額
展示室 1	入場料を徴収しない場合	1,050	1,510	2,220	2,570	3,730	5,130	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,630	2,330	3,260	3,970	5,710	7,700	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	2,220	3,150	4,440	5,370	7,700	10,260	
展示室 2	入場料を徴収しない場合	2,440	3,620	5,010	6,070	8,630	11,440	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,730	5,370	7,450	9,100	12,820	17,160	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	5,010	7,240	10,040	12,260	17,260	23,100	
展示室 3	入場料を徴収しない場合	3,150	4,550	6,420	7,700	10,970	14,690	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,660	7,000	9,570	11,670	16,560	22,040	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	6,420	9,330	12,820	15,740	22,160	29,520	
会議室501		7,350	9,920	13,990	17,850	23,920	31,270	
会議室601		1,050	1,510	2,110	2,790	3,620	4,900	
会議室602		2,920	3,850	5,600	7,130	9,460	12,610	
会議室603		930	1,170	1,760	2,330	3,030	4,200	
会議室604		930	1,170	1,760	2,330	3,030	4,200	
会議室605		1,410	1,760	2,570	3,260	4,320	5,840	
和室606		710	930	1,410	1,630	2,330	3,030	
和室607		710	930	1,410	1,630	2,330	3,030	
和室608		710	930	1,410	1,630	2,330	3,030	
調理実習室		7,450	10,140	14,230	18,320	24,380	31,850	
世代間交流室		12,720	17,040	23,800	30,580	40,830	53,550	
スタジオ・調整室		4,320	5,840	8,060	10,500	13,880	18,320	
練習スタジオ		930	1,410	1,870	2,440	3,260	4,320	
会議室701		3,620	4,900	6,780	8,860	11,670	15,520	

会議室702	3,620	4,900	6,780	8,860	11,670	15,520
会議室703	3,620	4,900	6,780	8,860	11,670	15,520
シャワー室704	460	710	710	1,510	1,510	2,330
シャワー室705	460	710	710	1,510	1,510	2,330
シャワー室706	460	710	710	1,510	1,510	2,330
リハーサル室	3,620	4,900	6,780	8,750	11,670	15,400
ミーティングルーム707	1,410	1,870	2,790	3,500	4,660	6,300
ミーティングルーム708	810	1,050	1,510	2,110	2,570	3,620
控室709	710	810	1,050	1,630	1,870	2,920
控室710	2,440	3,260	3,970	5,940	7,240	10,610
控室711	1,630	2,220	2,570	3,850	4,780	7,000
控室712	810	1,050	1,410	2,110	2,440	3,620
控室713	810	1,050	1,410	2,110	2,440	3,620
会議室801（特別）	5,370	7,240	10,140	13,070	17,390	22,750
会議室802	3,620	4,900	6,780	8,750	11,670	15,400
会議室803	12,360	16,560	23,220	29,870	39,790	52,160
会議室804	21,360	28,460	40,010	51,460	68,490	89,840
会議室805	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
会議室806	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
会議室807	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
会議室808	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
会議室809（和室）	2,220	2,920	4,200	5,240	7,130	9,330
研修室810	3,730	5,010	7,130	9,220	12,150	16,100
研修室811	3,620	4,900	6,780	8,750	11,670	15,400
研修室812	12,610	16,810	23,450	30,220	40,250	52,870
研修室813	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240

研修室814	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
研修室815	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
研修室816	1,630	2,220	3,150	4,200	5,370	7,240
研修室817	2,220	2,920	4,200	5,240	7,130	9,330
屋外広場	21,890	32,100	43,770	52,520	74,410	100,310
県民プラザ	14,900	21,850	29,800	35,760	50,660	68,280

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。